

# 企画趣旨

—人工知能の開発・利用をめぐる刑事法規制を考えるにあたって

## 深町晋也

### 1 AIブームとその意義

近時、人工知能（Artificial Intelligence、以下AIと略）に関する社会の期待が強まり、それと同時に、その負の側面についても問題関心が高まっている。そのことを反映して、AIと法に関する多様な企画が様々な媒体において登場するに至っている<sup>1)</sup>。その中でも、とりわけ刑事法分野において「AIブーム」とでも言うべき状況が生じていることは、例えば、2019年度の第97回日本刑法学会本大会における第1分科会のテーマがAIに関するものであることを見ても、容易に窺うことができよう<sup>2)</sup>。

しかし、こうしたブームは、得てして一過性のものとなりやすい。いわゆる「シンギュラリティ（技術的特異点）」が到来するとも言われる2045年を待つまでもなく、数年で熱が冷め、学問的な議論の成果が共有されないままに幕が閉じるという未来像も容易に想定される。そもそも、ブームの対象となっているAIとは何かという定義自体が不明確な状況の下で、議論が空中戦のままで終わる可能性も否定できない（松尾（豊）論文参照。以下では、本特集の論文は全てこのような表記で統一する）。もちろん、一過性のブームであったとしても一定の意義はあろうが、AIを巡る議論が、今後の刑事法のあり方を考える上での重要なターニングポイントとなるためには、AIがいかなる正・負の側面を我々の社会にもたらし得るのか、そして、我々の社会がそれをどのように受け止めるべきであるのか、を改めて深く考えるべきである。

このような観点から、AI実装によるメリット・

デメリットを最も想定しやすい事例として挙げられるのは、自動走行車であろう（栗田論文参照）。既に、レベル1又は2の自動走行車は公道を走行しており、レベル3の自動走行車に関しても、その投入を前提とした道路交通法の改正が検討されている<sup>3)</sup>。こうした自動走行車においては、一方では、快適かつ安全な自動車の走行及びそれに基づく交通事故数の減少、自動車走行に関する技術・能力が低下した高齢者のようなユーザーにとっての利便性といったメリットが指摘されている。他方で、自動走行車には、いわゆるヒューマンエラーとは別種のエラーの可能性もあることも指摘されており（坂下論文参照）、人間であればおよそ行わないような挙動を行った結果として、交通事故が発生する可能性も存在する。また、自動走行車に対する信頼性が高まれば高まるほど、そうした自動走行システムに対するハッキングがもたらす波及的な効果も大きくなる（西貝論文参照）。

### 2 基本となる視点

#### (1) ブラックボックスとしてのAI

新たな技術が社会において導入される際に、様々な問題事象が生じることは、我々の歴史において幾度となく繰り返されたことである。例えば、鉄道、自動車や航空機の発明・普及により、これまでに多大な死傷事故が生じてきたことは周知の通りである。こうした事故の発生可能性を前提として、例えば我が国においては、航空・鉄道・船舶事故について運輸安全委員会のような事故調査に特化した行政機関が置かれ、事故の原因